

## 当別町一体型義務教育学校基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、当別町が発注する当別町一体型義務教育学校基本設計業務委託（以下「基本設計業務委託」という。）の受託者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において公募型プロポーザル方式とは、参加意欲の高い事業者を見極め、技術適性等を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公示し、参加資格を有する事業者の提出した技術提案書について、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した受託者を選定する手続きをいう。

### (審査会の設置)

第3条 町長は、基本設計業務委託の実施に当たり当別町一体型義務教育学校基本設計業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 町長は、審査基準の適否その他必要な事項を別に定める。

### (審査基準等の公示)

第4条 町長は、技術提案書の提出期限の前日から起算して概ね28日（当別町の休日に関する条例（平成2年条例第19号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）前に、基本設計業務委託の目的、内容、審査基準及び手続等を当別町公告式条例（昭和25年当別町条例第26の2号）の例により公示し、当別町ホームページ等に掲載する方法により周知するものとする。

### (プロポーザル参加希望者の要件)

第5条 基本設計業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者又は複数の事業者等で構成する設計共同体とする。

#### (1) 共通要件

ア 北海道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事

務所の登録を受けている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものではないこと。

キ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。

ク 参加表明書の提出期限から審査完了の日までの期間において、当別町における競争入札参加資格者の指名停止を受けていないこと。

ケ 他の参加希望者の設計共同体の構成員又は他の参加希望者の協力事務所（参加希望者の業務の一部を委任され、又は請け負う事務所をいう。以下同じ。）としてプロポーザルに参加する者でないこと。

## (2) 単独の事業者における資格要件

平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。この場合において、設計共同体の構成員として行った業務についても同様とする。

## (3) 設計共同体における資格要件

ア 設計共同体の代表者が、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。この場合において、設計共同体の構成員として行った業務についても同様とする。

イ 設計共同体の構成員が、単独の事業者又は協力事務所としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

2 参加希望者は、基本設計業務委託に関して次のとおり技術者を配置すること。

- (1) 管理技術者（「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条に規定する管理技術者をいう。以下同じ。）及び意匠、構造、電気設備並びに機械設備に主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。以下同じ。）をそれぞれ1名配置すること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者は、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。
- (3) 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、参加希望者と直接的な雇用関係を有すること。
- (4) 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- (5) 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士、一級建築士又は技術士の資格を有すること。
- (6) 電気設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士又は一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。
- (7) 機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。
- (8) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。
- (9) 主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- (10) 意匠を除く他の主任技術者は、協力事務所から配置することができる。

（プロポーザルの参加申請）

第6条 参加希望者は、次の各号に掲げる様式のほか、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加表明書（別記様式第1号）
- (2) 参加者の概要（別記様式第2号）
- (3) 参加者の業務実績（別記様式第3号）

- (4) 業務実施体制（別記様式第4号）
- (5) 管理技術者の業務実績等（別記様式第5号）
- (6) 主任技術者の業務実績等（別記様式第6号）

2 参加表明書の提出期限は、平成30年10月30日とする。

3 参加希望者からの参加表明に係る町への質問は、参加表明書に関する質問書（別記様式第7号）により行うこととし、受付期限は、平成30年10月24日とする。

（技術提案書の提出要請）

第7条 町長は、第5条に規定する要件に基づき、技術提案書（別記様式第8号）の提出を要請する参加希望者（以下「参加要請者」という。）を選定し、参加表明書の提出期限の翌日から2日（休日を除く。）以内に技術提案書の提出を要請するものとする。

2 町長は、前項の規定により、技術提案書の提出を要請しない参加者に対しては、参加表明書の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に通知するものとする。

3 前項に規定する技術提案書の提出期限は、提出要請をした日から20日（休日を含む。）以上を経過した日とする。

4 第1項に規定する技術提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 課題に対する技術提案
- (2) その他必要と認める事項

5 参加要請者からの技術提案に係る町への質問は、技術提案書に関する質問書（別記様式第9号）により行うこととし、受付期間は、技術提案書の提出要請を行った日の翌日から起算して7日（休日を含む。）以内とする。

（プロポーザルに関する説明会の開催）

第8条 町長は、プロポーザルに関する説明会を開催しなければならない。

2 前項に規定する説明会の開催日は、平成30年10月23日とする。

（受託者の選定）

第9条 町長は、プロポーザル方式により受託者の選定を行うため、審査会において技術提案書の内容の審査を行い、当別町一体型義務教育学校基本構想の内容に最も適すると認められる参加者を選定するものとする。

2 町長は、前項の審査結果に基づき、選定された参加者及び選定されなかった参加者に書面により通知するものとする。

(事務局)

第10条 公募型プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を行うため、事務局を当別町教育委員会学校教育課に設置する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年10月19日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、基本設計業務委託の契約を締結した日に、その効力を失う。